

JGAP

ジェイギャップ

Japan Good Agricultural Practices

(日本の 良い 農業の 取り組み)

農場用 管理点と適合基準

家畜・畜産物

2022(パブリックコメント版)



2022年XX月XX日 発行
2022年XX月XX日 運用開始

～ JGAPの理念 ～

日本及び東アジア・東南アジアの農場に向けて、安全な農畜産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と人権の尊重、適切な販売管理を実現するための手法としてJGAPは開発されました。JGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPとは日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農畜産物流通業者の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAPは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農畜産物・家畜の販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農畜産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することがJGAPの目指す最終的な目標です。

1. はじめに

本書は、下記の項目に関する適正農業規範(Good Agricultural Practices)であり、適切な農場管理とその実践について示したものです。

○農場運営 ○食品安全 ○家畜衛生 ○環境保全 ○労働安全 ○人権の尊重 ○アニマルウェルフェア

生産物の生産工程全体について上記7項目に関わる重要な管理点を列挙してあります。これらの管理点は、多様な生産者に共通する最低限の基準をまとめたものであり、それぞれの特徴あるやり方や工夫を阻害しないよう作成されています。JGAPの管理点に注目して農場管理を行うことにより、上記7項目について適切に対応することができます。

また、JGAPが畜産農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に消費者を含む家畜・畜産物の買手との信頼関係構築に活用することができます。

JGAPは、農業生産者が主体的に活用する農業生産工程管理手法です。自己点検を通して農場管理を継続的に改善する経営管理体制を構築することができます。生産物の安全性を高める科学的なアプローチであり、農業生産者が自らの品質保証の仕組みとして導入するものです。またJGAPは、生物多様性の維持を含む環境保全型農業を基本とした持続的な農業経営を実現するものです。同時に、農場管理の適正化と効率化を通して、生産効率の向上にも寄与するものです。

一方で、第三者による審査・認証制度を活用することで、適切な農場管理を実践している信頼性の高い生産者や団体であることを社会全般へアピールすることができます。

2. 本書の利用方法

本書は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏の生体と、生乳、鶏卵を対象としており、二つの利用方法が用意されています。

1つ目の使い方は、生産者または生産者団体の経営者が農場・団体管理の改善のために本書を参考資料として利用する方法です。適切で効率的な農場・団体管理を実現するために、本書は役に立ちます。

2つ目の使い方は、適切な管理が実践されている農場・団体であることを消費者を含む社会全般に対して広く示すために、本書に定められた基準への適合性を第三者が評価する利用方法(JGAP認証)です。JGAP認証は、信頼できる農場の目印として流通等の現場で活用されます。

<本文の見方について>

1)番号

管理点の番号です。

2)レベル

管理点を「必須」「重要」「努力」と分類して重みづけをしています(定義は「8.用語の定義と説明」を参照)。レベルごとの達成度は「4.認証までの手順概要」をご覧ください。

3)管理点

農業生産工程管理のために必要な項目の見出しです。

4)適合基準

管理点ごとに適切な農場管理を実践するためのあるべき状態が記載されており、客観的な判断基準を示したものです。(1)(2)(3)と併記されているものは「いずれかを」となっているものを除きすべて(1)かつ(2)かつ(3)という意味です。

5)適合性

自己点検や審査の際にチェックリストとして利用する欄です。管理点は適合、不適合、該当外のいずれかに判断されます。例えば、適合を「○」、不適合を「×」、該当外を「—」として記載します。

3. JGAP認証の流れ

JGAP家畜・畜産物は下記の2つの文書から構成されています。

- ① JGAP 総合規則 家畜・畜産物
- ② JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物

導入のステップは、下記の「4.認証までの手順概要」をご覧ください。

詳細なルールについては、JGAP総合規則 家畜・畜産物をご覧ください。

4. 認証までの手順概要 ※詳細なルールについては「JGAP総合規則」を参照して下さい。

ステップ

1. 個別認証の場合

- ① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を理解します。
- ② 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づく「農場管理マニュアル」を作成し、それに則って運営します。
- ③ 内部監査を行い、改善すべき点を改善します。
- ④ JGAP認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。
- ⑤ 指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を認証機関へ送付します。
- ⑥ 認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」
 ⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に95%以上適合

2. 団体認証の場合

- 「JGAP 農場用/団体事務局用 管理点と適合基準」を理解します。
- 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づく「団体・農場管理マニュアル」を作成し、それに則って運営します。
- 内部監査を行い、改善すべき点を改善します。内部監査は、団体事務局、生産物取扱い施設およびすべての農場に対して行う必要があります。
- JGAP認証機関に審査を申請し、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。農場の審査は、サンプリングとなります（農場数の平方根以上で小数点を切上げた数）。
- 指摘された不適合項目を是正し、是正報告書を認証機関へ送付します。
- 認証機関の判定審議の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証が与えられます。

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」
 ⇒ 該当する必須項目に100%適合
 該当する重要項目に95%以上適合

「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」
 ⇒ 該当する項目に100%適合

5. 前版の取扱い

『JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物2022』発効後も、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物 2017』による初回および更新審査の受付は2023年XX月XX日まで継続します。

6. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

7. 免責事項

日本GAP協会およびJGAPの審査・認証機関は、JGAP認証を取得した農場・団体が販売する生産物について、法的な責任を負いません。

8. 用語の定義と説明 ※「JGAP 総合規則 家畜・畜産物」も参照のこと

アルファベット

- 1) GAP(Good Agricultural Practices):生産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその実践のこと。「良い農業の取り組み」、「適正農業規範」、「農業生産工程管理」などと訳される。
- 2) JGAP(Japan Good Agricultural Practices):日本GAP協会により開発されたGAP認証プログラムの一つで、日本の生産環境を念頭において、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめたもの。
- 3) JGAP総合規則:JGAPの理念、適用範囲、認証制度、認証関する表示等について定めた文書。

あ行

- あー1) アニマルウェルフェア:快適性に配慮した家畜の飼養管理。
- あー2) 異物:目的とする生産物以外のもの。

か行

- かー1) 該当外:農場にとって該当しない管理点。例えば、外部委託をしていない場合は、管理点「外部委託先との合意」は該当外となる。
- かー2) 外来生物:海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物。

- かー3) 家畜:本書では、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏のこと。
- かー4) 家畜衛生ハザード:家畜の健康に悪影響を引き起こす可能性のある生物的、化学的または物理的要因。
- かー5) 家畜排せつ物の管理施設:たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設。
- かー6) 家畜保健衛生所:都道府県の機関として設置され、畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っている公的機関。家畜の伝染病予防に関する業務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。
- かー7) 管理手段:ハザードを予防、除去または許容レベルまで低減させるために用いることができる、あらゆる措置または活動。
- かー8) 検証:管理手段が意図したとおりに機能しているか決定するため、モニタリングに加えて行われる方法、手段、検査およびその他評価の適用。
- かー9) 休薬期間:次の①～④を総称した期間。
①休薬期間
医薬品残留の可能性のある畜水産物が食卓へ運ばれることを防ぐために定められた期間。
②使用禁止期間
出荷前の家畜等に対して医薬品の使用が禁止されている期間。
③出荷制限期間
医薬品を投与した後、対象動物およびその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされている期間。
④ワクチンの使用制限期間
家畜を食用として出荷する前のワクチンを使用することができない期間。
- かー10) 鶏卵:農場から出荷される殻付き鶏卵。

さ行

- さー1) 作業者:農場で生産工程に関わるすべての人。
- さー2) 敷料:畜舎の床に敷いて家畜を保護したり、排せつ物を吸収させるためもの。稲ワラ、オガクズ、モミガラ、砂等の総称をいい、畜舎の床に敷かれるスノコ、金属メッシュ等は、敷料には含まれない。
- さー3) 自己点検:「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づき、自らの農場管理を点検・確認すること。
- さー4) 施設:農場管理に使用するための構造物、建築物やその設備。施設には、畜舎、倉庫、生産物取扱い施設、家畜排せつ物の管理施設等がある。
- さー5) 重要項目:該当する項目に95%以上適合が求められる管理点。

- さー6) 商品:本書では、農場または団体から出荷先に最終的に引渡す家畜および畜産物のこと。
- さー7) 商品の異常:通常の販売が不可能な商品の状態。例えば、家畜が家畜伝染性疾病等に罹患している状態、家畜の体内に抗菌性物質等薬物や注射針が残留している状態等。
- さー8) 消毒:生物的または化学的物質および／または物理的方法によって、表面、水中または空気中の生きている微生物数を食品安全または適切性を損なわないレベルまで減らすこと。
- さー9) 食品安全:意図される用途に従って調理および／または消費されたときに、消費者に健康上の悪影響をもたらさないという保証。
- さー10) 消毒:化学的および／または物理的な方法によって、家畜・畜産物の安全性あるいは適切さが害われず、危険に曝されないレベルまでに微生物の数を減少させることである。
- さー11) 食品:JGAPにおいて、食品とはすべての飲食物をいう。
- さー12) 食品安全:食品が意図した用途に従って調理され・食される場合に、消費者に危害をもたらさないという概念である。
- さー13) 飼料:家畜の健康な発育に供することを目的として使用されるもの。
- さー14) 飼料添加物:いわゆる飼料安全法により農林水産大臣の指定を受け、飼料の品質の低下の防止および以下の①～③に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられるものをいう。
①飼料の品質の低下の防止(例:防カビ剤等)
②飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(例:ビタミン、アミノ酸等)
③飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進(例:酵素製剤、抗生物質等)
- さー15) 生産物:本書では、認証の対象として生産している家畜および畜産物のこと。
- さー16) 生産物取扱い施設:搾乳施設(パーラー)、生乳処理施設、集卵所などの畜産物を取扱う施設。
- さー17) 生産工程:飼養工程、畜産物取扱い工程および自給飼料生産工程の一連の作業活動。
- さー18) 生乳:搾取した状態の牛の乳。加熱処理が行われた飲用牛乳、加工乳とは区別される。
- さー19) 草地等:飼料作物に利用する土地をいい、牧草地、飼料畑、飼料用米の水田および家畜の飼養に供される土地を含む。

た行

- たー1) たい肥:特殊肥料の1つ。わら、もみがら、樹皮、家畜排せつ物その他の動植物質の有機質物(汚泥および魚介類の臓器を除く)をたい積または攪拌し、腐熟させたもの(尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む)。

- たー2) 畜産物:本書では、生乳および鶏卵のこと。
- たー3) 動物用医薬品:動物の疾病の診断、治療または予防を目的として使用される医薬品。
- たー4) 土壌診断:作物の収量・品質の向上、作業のやり易さ、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、圃場の土壌の状態について総合的に調べること。土壌分析ともいう。
- たー5) ドリフト:散布した農薬が対象とする作物以外に飛散すること。
- たー6) 努力項目:認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。
- たー7) トレーサビリティ: 生産、加工および流通の規定された段階を経て、物品の履歴、適用、移動および所在を追跡する能力。

な行

- なー1) 認証:農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用が、定められた基準に適合していることを認証機関が証明すること。
- なー2) 年少者:労働基準法では、満18歳に満たない者。
- なー3) 農場・団体のルール違反:農場・団体が「JGAP 農場用 管理点と適合基準」、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき定めたルールおよび「総合規則」に違反していること。
- なー4) 農薬:農作物(樹木および農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)および農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤。

は行

- はー1) 廃棄物:ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であつて、固形状または液状のもの(放射性物質およびこれによって汚染された物を除く。)
- はー2) ハザード(危害要因):健康への悪影響を引き起こす可能性のある食品中に存在する生物的、化学的、または物理的要因。
- はー3) ハザード分析(危害要因分析):原材料、その他の材料、環境、(製造)工程または食品中に特定されたハザード、ならびにその存在に至る条件に関する情報を収集しおよび評価し、さらに、それらが重要なハザードであるか否かを判断するプロセス。
- はー4) 発生予察情報:植物防疫法(昭和25年法律第151号)に基づき、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、気象、農作物の生育状況、有害動植物の発生調査の結果等を分析し、有害動植物の発生予察及び防除対策に係る情報。

- はー5) バルククーラー:搾乳した生乳が集乳されるまでの間、一時的に保管するための保冷タンク。
- はー6) 必須項目:該当する項目に100%適合が求められる管理点。
- はー7) ヒヤリハット:ヒヤリとしたりハッとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な事例のこと。労災事故を未然に防止するための概念。
- はー8) 病原微生物:人や家畜に対して感染の原因となる細菌、真菌(酵母・カビ等)、リケッチア、ウイルス等。
- はー9) 肥料:植物の栄養に供することまたは植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物および植物の栄養に供することを目的として植物に施される物。
- はー10) 肥料等:本書では、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥およびその他の資材(登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等)も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。
- はー11) 普通肥料:特殊肥料以外の肥料のこと。なお、「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料。
- はー12) 不適合:JGAPの適合基準を満たしていない状態。
- はー13) 放牧地:草地のうち、家畜の飼養に使用する場所。
- はー14) 法令:国が制定する法律や命令を総称した言葉。本書では、憲法、条約、法律、政令、省令、条例、訓令、告知および要綱等のこと。
- はー15) 保護具:農薬の調製や散布時に飛散する農薬から身体を守るために着用する専用のマスク、保護メガネ、手袋、防除衣等。

や行

- やー1) 有毒植物:本書では、家畜にとって有害な成分を含む植物のこと。

ら行

- らー1) リスク:危険の生じる可能性。危険度。
- らー2) リスク評価:リスクの大きさについて、判断を行うこと。
- らー3) ルール:農場・団体の作業者が遵守すべき決まり、手順等を定めたもの。
- らー4) 労働者:職業の種類を問わず事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
共通項目					
1.農場管理の見える化					
1.1	必須	農場の責任者の責務	(1) 農場の責任者(管理点2.1参照)は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。 (2) 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。 1) JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知 2) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握		
1.2	必須	JGAP認証適用範囲の明確化	JGAP認証適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。 (1) 農場(農場名、所在地、連絡先) (2) JGAP対象品目 (3) 認証の対象となる生産工程 (4) 畜舎/草地等(識別できる名称、飼養畜種/栽培作物、(床)面積、収容頭羽数) (5) 生産物取扱い施設(施設名、取扱い品目) (6) 倉庫・保管庫(動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の資材、燃料、機具・機械等の保管場所) (7) 外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先) (8) 家畜排せつ物の管理施設(施設名、床面積、処理方法)		
1.3	必須	圃場と施設の地図の整備	リスク評価に活用するために、生産工程に関わる施設、草地等の位置および農場周辺の状況を明記した地図がある。地図には少なくとも以下の情報が含まれている。 ・ 畜舎/草地等 ・ 生産物取扱い施設 ・ 倉庫・保管庫 ・ 廃棄物保管場所(家畜の死体・家畜の排せつ物処理施設含む) ・ 生産工程で利用する水源または給水場所 ・ 農場周辺の畜産関連施設		
1.4	必須	生産計画の立案	適切な作業の遂行のため、生産計画(品目ごとの生産見込量)を立て文書化している。		
1.4.1	努力	生産計画と実績の対比	生産計画(品目ごとの生産見込量)に対して実績を評価し、次年度の計画立案に活用している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
1.5	必須	記録の保管	<p>農場運営の改善・作業効率化の見直し、問題発生時の確認のため、各管理点で求めている記録について、以下のことに取り組んでいる。</p> <p>(1) 過去2年以上保管している。</p> <p>(2) 初回審査または版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録を保管している。ただし当該期間に発生しない作業の記録は除く。初審査後は継続して記録を保管している。</p> <p>(3) 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。</p> <p>(4) 記録は必要な時にすぐに関覧できる状態である。</p>		
1.6	必須	農場のルール(手順等)の遵守	<p>JGAPに基づいた適切な農場管理実践のため、農場のルール(手順等)が守られているか定期的に確認し、問題があった場合、以下の対応をしたことが記録から確認できる。</p> <p>(1) ルール違反の内容</p> <p>(2) 違反への応急対応</p> <p>(3) 原因の確認</p> <p>(4) 再発防止に向けた是正処置</p> <p>※記録には、発生日、記録日、記録者、農場責任者による確認日を記載している。</p>		
2.経営者の責任					
2.1	必須	責任者の明確化	<p>経営者は、JGAPに基づく適切な農場管理を可能とする組織体制を定めるため、少なくとも以下の責任者およびその責任範囲がわかる文書を作成し、農場内に周知している。</p> <p>1) 経営者</p> <p>2) 農場の責任者</p> <p>3) 商品管理の責任者</p> <p>4) 飼養管理の責任者</p> <p>5) 動物用医薬品管理の責任者</p> <p>6) 飼料管理の責任者</p> <p>7) 家畜排せつ物処理の責任者</p> <p>8) 労働安全の責任者</p> <p>9) 労務管理の責任者</p>		
2.2	重要	方針の策定・周知	<p>経営者はJGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるため、以下のことに取り組んでいる。</p> <p>(1) JGAPの取組に必要な農場運営の方針を文書化している。</p> <p>(2) 上記の方針を農場内に周知している。</p> <p>※団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針とする。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
2.3	必須	自己点検の実施	<p>農場運営の改善のため、以下のことに取り組んでいる。</p> <p>(1) JGAPを理解した者により、「JGAP農場用 管理点と適合基準」のすべての管理点について、自己点検を年1回以上実施している。</p> <p>(2) 自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の内容が記録から確認できる。</p> <p>※団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>		
2.4	重要	経営者による改善	<p>農場運営の改善のため、経営者は、以下のことに取り組んでいる。</p> <p>(1) 以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理点2.3の自己点検(団体の場合には内部監査)結果 ・ 商品の苦情の情報 ・ 外部審査の結果 ・ 農場のルール違反状況 ・ 組織の変更点 ・ 温室効果ガス(GHG)削減項目の結果 <p>(2) 上記の見直しの結果および該当する責任者への改善指示を記録している。</p> <p>(3) 食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。</p> <p>※団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。</p>		
2.5	必須	JGAPロゴマークの適切な使用	<p>JGAPに関する適切な表示をするため、ロゴマークの使用は関係する基準文書に従っている。また、以下の項目を満たしている。</p> <p>(1) JGAP認証農場ロゴマーク使用許諾書の保管</p> <p>(2) 日本GAP協会へのロゴマーク使用状況の報告および日本GAP協会からの受領連絡の保管</p>		
2.6	努力	経営の維持・継続のための保険への加入	<p>経営の維持・継続のため、収入の減少に備えた保険に加入している。</p>		
2.7	必須	知的財産の保護	<p>知的財産を保護するために以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 他人の知的財産を侵害していない。</p> <p>(2) 自分の知的財産である開発した技術・品種、商標等がある場合、それらを保護し活用している。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
3.生産工程におけるリスク管理					
3.1	必須	生産物の理解と使用目的・利用者の想定	ハザード分析の参考とするため、認証の対象となる生産物について、生産物の使用目的と利用者を想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。 複数の生産物を扱っている場合、生産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明しても良い。		
3.2	必須	工程の明確化	生産物ごとまたは類似するグループごとに以下のことについて取り組んでいる。 (1) 工程および各工程での作業内容・使用器具(注射針等)・材料(水、動物用医薬品・飼料(自給飼料含む)・土、種苗等)の文書化(工程の順序を説明する体系的な図や表) (2) 各工程が、現状と合っているか現場での確認		
3.3	必須	ハザード分析の実施	管理点3.2で明確にした各工程について、以下のことについて取り組んでいる。 (1) 食品安全ハザードおよび家畜衛生ハザードについて、ハザード分析を実施し、管理手段を含め文書化している。 (2) ハザード分析は、有効性を確認するため責任者と作業員で実施している。		
3.3.1	必須	畜産におけるハザード	該当する場合、管理点3.3に次に示すハザードを含めている。 <食品安全ハザード> (1) 生物的:食中毒に関する微生物汚染 (2) 化学的:抗菌性物質・農薬など化学物質の残留および放射性物質の残留 (3) 物理的:注射針の残留 <家畜衛生ハザード> (1) 生物的:病原微生物の侵入・感染 (2) 化学的:殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬などの誤食および飼料(放牧地含む)への有毒植物の混入 (3) 物理的:飼養に不適切な設備によるけが		
3.4	必須	ルール(手順等)の周知・実施	管理点3.3に基づき以下に取り組んでいる。 (1) ハザード分析とその管理手段について作業員が分かる具体的なルール(手順等)の文書化(図、映像を含む) (2) 責任者による作業員への手順・ルールの教育訓練および実施。 なお、新人の配置および手順・ルールの変更時には必ず教育訓練を行っている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
3.5	必須	ハザード分析・ルール(手順等)の見直し	以下に取り組んでいる。 (1) 少なくとも1年に1回、および工程の変更や新たなハザードの知見が確認された場合、ハザード分析の見直しをしている。 (2) ハザード分析の見直しに合わせ、必要に応じてルール(手順等)の見直しをしている。 (3) 見直しは、有効性を確認するため責任者と作業員で実施している。		
4.外部組織の管理					
4.1.1	重要	外部委託先との合意	外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。 (1) 合意した日付 (2) 合意した者の名称(農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地) (3) 外部委託する業務(工程)およびその業務(工程)に関する食品安全のルール・家畜衛生のルール・アニマルウェルフェアのルール・労働安全のルール (4) 上記(3)について農場が定めたルールに従うこと (5) 合意内容に違反した場合の対応 (6) 外部から審査を受ける可能性があることおよび不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること		
4.1.2	必須	外部委託先の点検	外部委託先に対し、外部委託する業務(工程)およびその業務(工程)に関する農場が求める食品安全のルール・家畜衛生のルール・アニマルウェルフェアのルール・労働安全のルールの適合状況を、年1回以上点検し、その記録を残している。 点検結果は以下の内容を含んでいる。 (1) 外部委託先の名称 (2) 確認の実施日 (3) 確認者の名前 (4) 不適合事項 (5) 是正措置などの対応 なお、外部委託先が、JGAPまたは日本GAP協会が認める第三者認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略することができる。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
5.商品管理					
5.1	重要	商品管理の責任者の責務	<p>(1) 商品管理の責任者(管理点2.1参照)は、下記の業務を統括している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法/飼養管理等) 2) 数量・重量を含む商品仕様 3) トレーサビリティの管理 4) 商品の安全や品質の確保 5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対処 <p>(2) 商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 2) 商品管理に関する知識の向上 		
5.2	必須	トレーサビリティの確保	<p>(1) 出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。</p> <p>(2) 出荷した生産物から以下の記録を特定できることを年1回以上確認し、必要に応じて仕組みを見直している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 品目名 2) 出荷先 3) 出荷日 4) 出荷数量 5) 個体識別番号(牛)または群/畜舎の識別番号(豚・鶏) ※生乳の場合、出荷した生乳を搾乳した牛 6) 出生日または導入日・導入元 7) 給与した飼料 8) 治療・投薬の記録 		
5.3.1	必須	商品の苦情・異常・回収への対応手順	<p>商品に関する苦情・異常の再発防止のため、以下の項目を含む対応手順を文書化している。 手順は年1回以上、見直している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品の苦情・異常発生状況の把握 (2) 責任者への連絡・報告 (影響を及ぼす範囲の把握、責任者による商品回収の必要性の判断を含む) (3) 応急対応 (影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) (4) 原因追及 (5) 再発防止に向けた是正処置 (6) 法令違反があった場合の認証機関への報告 		
5.3.2	必須	商品の苦情・異常・回収への対応・記録	<p>商品に関する苦情・異常が発生した場合に、管理点5.3.1の手順に従って対応したことが記録から確認できる。 記録には、苦情・異常の発生日(連絡日)、記録日、記録者、農場責任者による確認日を記載している。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
5.4	必須	放射性物質への対応	放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、法令・行政機関から放射性物質による生産物汚染に関して指示がある場合は、指示に従い対応している。		
6.教育訓練・入場者への注意喚起					
6.1	重要	作業員への教育訓練 <SDGs>	<p>作業員が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるため管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業員への役割と責任の周知 (2) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (3) 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)を用いた教育訓練 (4) 教育訓練の記録</p> <p>※記録には実施日、参加者、実施内容が記載されている。また教育訓練に使用した資料を提示できる。</p>		
6.2	必須	公的な資格の保有 または講習の修了 <SDGs>	法令遵守および作業員の安全を確保するため、法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業員は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。		
6.3	重要	入場者に対する注意喚起 <SDGs>	<p>以下に関して、入場者が守るべき農場のルールを定め、入場者に注意を喚起している。入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。</p> <p>(1) 労働安全(入場者のけが防止を含む) (2) 食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア (3) 環境への配慮</p>		
7.人権の尊重と労務管理					
7.1	重要	労務管理の責任者の責務	<p>(1) 労務管理の責任者(管理点2.1参照)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。</p> <p>(2) 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 2) 人権・福祉および労務管理に関する知識の向上</p>		
7.2	必須	労働力の適切な確保 <SDGs>	<p>労働者の人権に配慮した適切な労務管理のため、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 労働者名簿の整備。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日を記載。守秘義務を遵守した個人情報の管理 (2) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認 (3) 法令に準拠した年少者の雇用</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
7.3	重要	使用者と労働者のコミュニケーション <SDGs>	労働者の労働条件・労働環境改善を図るため、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録している。 (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。		
7.4	必須	強制労働の禁止 <SDGs>	労働者の人権を確保するため、以下のことが起きないように対策を実施している。 (1) 人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保 (2) 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制 (3) 労働者の移動の自由の制限 (4) 労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管 (5) 懲戒処分として賃金からの控除		
7.5	必須	差別の禁止 <SDGs>	雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。		
7.6	努力	家族経営協定の締結	家族全員が働きやすい就業環境を整えるため、同居の親族のみの経営(家族経営)の場合、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めた協定がある。		
8. 作業員および入場者の衛生管理					
8.1	必須	作業員および入場者の健康状態の把握と対策	作業員・生産物の衛生管理のため、以下に取り組んでいる。 (1) 健康状態の異常(下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状)のある作業員および入場者を把握するための手順の作成と実施 (2) 上記(1)の症状のある者の、作物、生産物に触れるエリアへの立入・従事の禁止、または対策を講じた上での立入・従事の許可 (3) 上記(1)の症状のある者の健康管理に関する十分な対応と他の作業員および入場者への感染予防措置の実施		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
8.2	重要	衛生管理のルール設定と周知	<p>作業員・生産物の衛生管理のために以下に関する文書化した衛生管理のルールを定め、作業員および入場者に周知し、実施させている。</p> <p>(1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品の提供・装着および洗浄 (2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3) 喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動 (4) トイレの利用 (5) 生産物への接触 (6) 身の回り品の取扱い</p>		
8.3	重要	手洗い設備の整備	<p>作業員が必要時に手洗いを利用でき、手洗いによる衛生確保のため以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) トイレおよび作業現場近くに、手洗い設備の設置 (2) 手洗い設備の衛生管理 (3) 衛生的な水を使った手洗いが可能な設備 (4) 手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品の用意</p>		
8.4	重要	トイレの整備	<p>作業員が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者・環境への汚染防止のため以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業現場近くに、作業員に対し十分な数のトイレの設置 (2) トイレの定期的な清掃 (3) トイレの衛生面に影響する破損の補修 (4) トイレの汚物・汚水の適切な処理</p>		
8.5	重要	喫煙・飲食の場所の制限	喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を講じている。		
9.労働安全管理および事故発生時の対応					
9.1	重要	労働安全の責任者の責務	<p>(1) 労働安全の責任者(管理点2.1参照)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>(2) 労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 2) 労働安全に関する知識の向上 3) 機械・設備の安全な使用方法の情報を入手・理解 4) 農場内に応急手当ができる者の確保、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることの証明</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
9.2	必須	事故の防止	<p>労働安全の責任者は事故を防ぐために以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 労働安全に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を含め文書化している。</p> <p>(2) リスク評価には以下を必ず評価の対象としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 家畜との接触を伴う作業 2) 機械設備(バーンクリーナーなど)の使用 3) トラクター、農用運搬車の使用(乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれ含む) 4) 草刈機(刈払機)(斜面・法面での使用含む) 5) 高所作業(脚立等の使用含む) 6) 暑熱環境下の作業(熱中症対策) 7) 自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報 <p>(3) 上記(1)で立てた対策の周知および実施</p> <p>(4) 畜舎、倉庫・生産物取扱い施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し</p>		
9.3	重要	危険な作業に従事する要件	<p>危険を伴う作業を安全に行うため、以下の条件を満たした作業者が担当している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点7.1参照) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習等を修了している者(管理点7.3参照) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具の着用 		
9.4	重要	事故発生時の対応 <SDGs>	<p>事故・火災による影響を最小限にとどめ、素早く対応ができるようにするため、以下に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故・火災の対応手順および連絡網の制定と作業員全員への周知 (2) 清潔な水および救急箱の用意 (救急箱の中身は管理点9.2で評価した結果、必要と判断したもの) 		
9.5	重要	機械・設備の安全な使用	<p>事故防止のため以下に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械・設備の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 購入時には機械・設備の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした(着等)使用 (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 機械・設備の使用前点検 		
9.6	必須	労働災害に対する備え	<p>労働災害に対する備えのため、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
9.7	努力	労働災害に対する備え	労働災害に対する備えのため、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない (管理点9.6で保険に加入している場合を除く)。 (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができていない。		
10.機械・設備、運搬車両、収穫関連の容器・備品、包装資材、掃除道具等の管理					
10.1	必須	機械・設備および運搬車両の点検・整備・清掃・保管	生産物の汚染や事故を防ぐため使用している機械・設備および運搬車両について以下に取り組んでいる。 (1) 使用している機械(動力の付いた機械、肥料散布機および農薬散布機)・設備および運搬車両のリストがある。 そのリストには設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 (2) 必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒を適期に実施し、その記録を作成している。 ただし保守・点検作業が食品安全を損なってはならない。 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 (3) 家畜衛生、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮して保管している。 (4) 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでいる。選定理由を説明できる。		
10.2	必須	検査機器・測定機器・選別装置およびその標準の管理	正確な測定・計量・選別を行うため、以下に取り組んでいる。 (1) 商品の選別・計量に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。 (2) 校正を必要とする装置については国内または国際的な基準や方法で検証可能な校正を定期的に行っている。		
10.3	必須	掃除道具および洗浄剤・消毒剤の管理	生産物の汚染を低減させるため、以下に取り組んでいる。 (1) 生産工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品および生産物保管容器を掃除する掃除道具は意図した用途に適したものであり、他の掃除道具と分けた使用・保管 (2) 掃除道具の劣化・損傷等により生産物が汚染されないように、掃除道具の定期的な点検、必要に応じた交換 (3) 掃除道具は、使用後、所定の場所に衛生的に保管 (4) 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全および家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適したものであり、有効期限内のものを使用しており、所定の場所に安全に保管		
10.4	重要	危険物の管理	事故防止のため動物用医薬品以外の毒物・劇物・農薬について、他のものと区分し、施錠された場所に保管している。毒物・劇物の表示をしている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
11.エネルギー等の管理、地球温暖化防止					
11.1	必須	燃料・オイルの管理	火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために燃料・オイル類の保管・給油について以下に取り組んでいる。 (1) 火気厳禁とし、警告表示の設置 (2) 内容物に適した容器の使用 (3) 初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置 (4) 燃料もれ対策の実施 (5) 発火防止対策の実施(静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)		
11.2	重要	省エネルギーの推進 <GHG削減> <生物多様性> <SDGs>	温室効果ガス削減対策のために以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化し、作業者全員で取り組んでいる。 (2) 上記(1)を実施した結果を把握することにより、次年度計画に活用している。		
12.廃棄物の管理および資源の有効利用					
12.1	必須	資源の有効利用 <GHG削減> <生物多様性> <SDGs>	廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減策のために以下に取り組んでいる。 (1) 生産工程で発生する廃棄物について、環境を汚染しない方法で保管 (2) 生産工程で発生する廃棄物についての法令、行政の指導に則した処理方法の文書化および実施 (3) 生産工程で発生する廃棄物の削減のための努力		
12.2	必須	整理・整頓・清掃の実施	農場内のよごれや廃棄物による生産物等への汚染を防ぐため、農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。		
13.周辺環境・生物多様性への配慮					
13.1	必須	周辺環境への配慮 <SDGs>	周辺環境への配慮として以下に取り組んでいる。 (1) 周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等への配慮 (2) 農業用機械が圃場から公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止		
13.2.1	重要	生物多様性への配慮① <SDGs><生物多様性>	生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。		
13.2.2	努力	生物多様性への配慮② <SDGs> <生物多様性>	生物多様性のため以下に取り組んでいる。 (1) 固有の動植物の保全取組(IPM、有機栽培、草生栽培、ビオトープ)・生物多様性を活用した持続可能な農業への展開(不耕起地や天敵・送粉者温存地帯の確保、混植)、あるいは地域の生物多様性への取組への参加 (2) 上記(1)の取組の効果を確認するために指標となる動植物の増減を年1回以上確認		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
畜産項目					
L1.家畜の飼養管理					
L1.1	重要	飼養管理の責任者の責務	飼養管理の責任者は、家畜衛生の確保およびアニマルウェルフェアへの配慮のため、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上 (3) 農場の作業員および来訪者(外部委託先を含む)への、JGAPで求める家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知		
L1.2	必須	飼養衛生管理基準の遵守	家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 飼養衛生管理基準を遵守するために、実施状況の確認を年1回以上行い、記録している。 (2) 獣医師や家畜保健衛生所から改善が必要な項目を指導された場合は、改善指導と実施した内容を記録している。		
L1.3	重要	家畜の健康状態に異常を発見した場合の対応手順の作成	以下に取り組んでいる。 (1) 家畜の健康状態に異常を発見した際の対応手順の文書化 (2) 対応手順の作業員への周知		
L1.4	必須	アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養	以下に取り組んでいる。 (1) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づき、快適な家畜の飼養環境の改善に取り組んでいる。 (2) 上記(1)の実施状況の確認を年1回以上行い、記録している。 (3) 上記(2)で問題があった項目については、改善計画を立て、その結果を記録している。		
L1.5	必須	アニマルウェルフェアに配慮した安楽死の実施	獣医師の指示下で治療を行っても回復の見込みがないなどの理由により、安楽死を決定した場合は、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づき実施している。		
L1.6	必須	アニマルウェルフェアに配慮した輸送	家畜の輸送時に不要な苦痛・ストレスを与えないように、以下に取り組んでいる。 (1) 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針(最新版)」(畜産技術協会)に基づく対応をしている。 (2) 上記(1)の実施状況の確認を年1回以上行い、記録している。 (3) 上記(2)で問題があった項目については、改善計画を立て、その結果を記録している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L1.7	必須	家畜にとって快適な放牧地	放牧地の環境について、少なくとも以下のことを確認している。 (1) 家畜の食用に適した十分な植物がある (2) 家畜の飲用に適した水を十分に飲める状態にある (3) 家畜にとって危険な地形ではない (4) 放牧地周辺に、家畜へ危害を与える外敵の有無を把握し、必要な対策をしている (5) 悪天候の場合に、避難できる場所がある (6) 有毒植物の生息状況を把握し、適切な措置を取っている		
L2.家畜排せつ物の管理					
L2.1	重要	家畜排せつ物処理の責任者の責務	(1) 家畜排せつ物処理の責任者(管理点2.1参照)は、家畜排せつ物のたい肥化による処理、たい肥の保管の業務を統括している。 (2) 家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。 1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 2) 家畜排せつ物のたい肥化等に関する知識の向上		
L2.2	重要	家畜排せつ物の適切な管理 <SDGs>	家畜排せつ物を適切に管理し、周辺環境への排せつ物による汚染を防ぐため、以下に取り組んでいる。 (1) 堆肥や固形状の家畜排せつ物は、雨風で土中や施設外に流出しないように、床を不浸透性材料にし、適切な覆いや側壁を設置して保管・管理している。 (2) 液状の家畜排せつ物は、不浸透性材料で作られた貯留槽で保管・管理している。 (3) 定期的に管理施設の点検を実施し、施設や設備が破損しているときは早急に修理している。 (4) 年間に発生する家畜排せつ物の量を把握し、記録している。 ※不浸透性材料:コンクリートや防水シート等汚水が浸透しないもの ※適切な覆い:屋根の設置や防水シートなどで覆うこと ※飼養規模が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満の農場は、努力項目		
L2.3	努力	家畜排せつ物の利用促進 <SDGs>	以下のいずれかに取り組んでいる。 (1) 堆肥(液肥含む)としての利用を促進 (2) エネルギーとしての利用を促進		
L2.4	努力	良質な堆肥の生産 <SDGs>	以下に取り組んでいる。 (1) 適切な期間発酵温度の維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策の実施 (2) 発酵期間と発酵温度の記録		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L3.動物用医薬品					
L3.1	重要	動物用医薬品管理の責任者の責務	動物用医薬品管理の責任者は、適切な動物用医薬品の取扱い・管理のため、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 動物用医薬品に関する知識の向上 (3) 動物用医薬品の適切な使用および管理		
L3.2	必須	動物用医薬品の適正使用	獣医師の指示・処方の下で動物用医薬品を使用しており、以下のことが記録から確認できる。 (1) 使用した動物用医薬品の名称および使用日 (2) 指示・処方を行った獣医師の氏名およびその内容		
L3.3	必須	抗菌性物質の使用低減	薬剤耐性対策のために、効果的なワクチンプログラムや衛生管理の徹底により感染症の発生予防に努め、獣医師の指導の下に抗菌性物質の使用低減に取り組んでいる。		
L3.4	重要	第二次選択薬の慎重使用	薬剤耐性対策のために、農林水産省が第二次選択薬と位置付けた抗菌性物質は、獣医師の指示に基づき第一次選択薬が無効な症例に限り使用している。		
L3.5	必須	動物用医薬品の適切な管理	動物用医薬品本来の薬効の確保、誤使用を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 容器・包装の表示や添付文書の記載どおりに保管 (2) 有効期間、使用期限の定期的な確認 (3) 期限切れの医薬品は誤使用を防ぐため区別して管理 (4) 動物用医薬品の在庫管理の実施とその記録 (5) 劇毒薬は、識別表示のうえ他の物と区別されており、鍵のかかる保管庫で保管		
L3.6	必須	動物用医薬品の残留防止対策	食肉・畜産物に動物用医薬品が残留することを防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 休薬期間中の家畜の識別 (2) 出荷選定時に休薬期間中ではないことを確認 ※休薬期間には、使用禁止期間、出荷制限期間、使用制限期間が含まれる		
L3.6.1	必須	休薬期間情報の伝達	食肉・畜産物に動物用医薬品が残留することを防ぐために、休薬期間中の家畜を他農場に出荷する場合は、書面により休薬期間の情報を伝達している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L3.7	必須	注射針の残留防止対策	<p>家畜への注射針残留を防ぐため、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 注射針の使用記録と在庫管理の記録により、注射針残留(可能性も含む)に気づける仕組みがあること</p> <p>(2) 注射針が残留した(可能性も含む)家畜の識別</p> <p>(3) 家畜の出荷選定時に、注射針残留(可能性も含む)の有無の確認</p> <p>(4) 注射針が残留した(可能性も含む)家畜を出荷する場合、出荷先への情報伝達の仕組みがあること</p>		
L4.水の管理					
L4.1	必須	家畜の飲用水	<p>家畜の飲用に適した水を給与するため、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 給与する水の水源や貯水場所の把握</p> <p>(2) 水道水以外を使用する場合は、年1回以上リスク評価をし、必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策をした結果の記録</p>		
L4.2	必須	畜産物に使用する水の安全性	<p>畜産物の食品安全のため、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 畜産物(生乳・鶏卵)に直接接触れる水または触れる箇所の洗浄水の水源や貯水場所の把握</p> <p>(2) 上記(1)で水道水以外を使用している場合は、年1回以上リスク評価をし、水が畜産物の汚染源とならないように必要な対策とその記録</p>		
L4.3	重要	生産工程で利用した水の適切な処理・排水<SDGs>	<p>以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 生産工程で利用した水は、環境を汚染しない方法で、適切に処理・排水している。</p> <p>(2) 地域に適用される法令がある場合には従っている。</p>		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L5.精液・受精卵・導入家畜の管理					
L5.1	重要	精液・受精卵・家畜の購入記録の確認	リスク評価やトレーサビリティ確保のため、精液・受精卵・家畜を購入した場合、少なくとも以下のことが購入記録(納品書・伝票・証明書など)から確認できる。 (1) 購入先 (2) 品名 (3) 品種 (4) 数量		
L5.2	重要	交配・出産の記録管理	トレーサビリティ確保のため、以下に取り組んでいる。 (1) 適切な精液等の保管管理 (2) 交配時の系統を明確にし、交配以降の個体または群の識別対策 (3) 交配、出産の記録		
L6.飼料の管理					
L6.1	重要	飼料管理の責任者の責務	(1) 飼料管理の責任者は、飼料の選択・設計・調達・保管および自給飼料の生産の業務を統括している。 (2) 飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 2) 家畜栄養に関する知識の向上		
L6.2	必須	飼料の安全確認	以下に取り組んでいる。 (1) 飼料安全法に基づき、都道府県へ届出を行っている供給業者から飼料を調達している。 (2) 上記(1)の飼料は、受入記録から、少なくとも調達先、飼料の名称、調達量、調達年月日、飼料添加物の成分規格が確認できる。 (3) 上記(1)に該当しない飼料については、原材料(自給飼料を含む)の由来、栽培・製造工程における管理方法または検査結果を把握し、家畜衛生および食品安全に危害を及ぼすことがないことを確認している。 (4) 飼料の給与時に、飼料に異常がないことを確認している。		
L6.3	重要	飼料の適切な保管	品質の劣化や病原微生物による汚染、有薬と無薬の混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 定期的に品質の劣化、カビの発生がないかどうかの点検 (2) 飼料保管庫に野生動物が侵入しない、または、排せつ物が混入しないように対策 (3) 抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策		
L6.4	努力	エコフィードの活用<SDGs>	食品ロスへの取り組みとして、食品残さ等を利用して製造された飼料(エコフィード)を取り入れている。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
L6.5	必須	エコフィードの安全確保	食品残さ等を利用して製造された飼料(エコフィード)は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。		
L7. 敷料の管理					
L7.1	必須	敷料の安全確認	以下に取り組んでいる。 (1) 敷料の産地、原材料などから安全性を確認 (2) 外観、色および品質の確認 (3) 異物の混入がないことの確認 (4) カビの発生がないことの確認		
L7.2	重要	家畜の健康と快適性に配慮した敷料の交換	家畜の排せつ物による汚染状況に応じて、適宜、敷料を交換している。		
L8. 識別管理					
L8.1	必須	識別管理	牛は、個体識別番号により個体を識別管理している。 豚・鶏は、群または畜舎ごとに識別管理している。		
L8.2	必須	最低継続飼養期間	導入した日の翌日から起算して21日間以上継続して飼養された後に認証家畜と認められるため、自農場で21日間以上継続して飼養していることが記録から確認できる(事故・病気の場合を除く)。 ※導入元の農場がJGAP認証農場の場合、導入元での飼養期間と合算できる		
生乳専用項目					
M1	重要	生乳処理施設の衛生管理	生乳への二次汚染を防止するため、以下に取り組んでいる。 (1) 生乳処理施設は整理・清掃されていて、水はけが良い状態の維持 (2) 生乳処理施設への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、生乳に薬剤の影響が及ばない方法での実施		
M2	必須	搾乳装置・バルククーラーの洗浄と定期点検	搾乳装置(搾乳器具、搾乳ロボットを含む)・バルククーラーについて、以下に取り組んでいる。 (1) 取扱説明書やメーカーの指示に従って洗浄・殺菌している。 (2) 取扱説明書やメーカーの指示に従って定期的に点検・整備を実施しており、点検・整備記録がある。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
M3	必須	バルククーラーの温度管理	以下に取り組んでいる。 (1) バルククーラー内の乳温が規定温度であることを、1日に2回以上確認し、記録している。 (2) 規定温度は、取引先との取り決めがない場合は、4℃±1℃とする。 (3) 異常値が認められた場合の対応手順を定め、文書化している。 (4) バルククーラーの温度表示、温度計を定期的に点検を行い、精度に問題ないことを確認した記録がある。		
M4	重要	搾乳作業時の衛生対策	人から生乳への汚染を防止するために、搾乳作業時は、以下に取り組んでいる。 (1) 搾乳作業前後に、手指の洗浄や消毒の実施 (2) 手指に傷がある場合、傷口を覆い手袋を着用するなど、生乳が汚染しない対策の実施		
M5	重要	不適合品の対応	以下に該当する生乳の対応手順を文書化し、作業員に周知している。 (1) 休業期間中 (2) 分娩後5日以内 (3) 乳房炎 (4) 血乳 (5) 前絞りで異常が見られた乳		

鶏卵専用項目

E1	重要	鶏卵保管場所の衛生管理	鶏卵への汚染を防止するために、以下に取り組んでいる。 (1) 鶏卵保管場所の整理・清掃 (2) 鶏卵保管場への動物(鳥、ネコ、ネズミなど)の侵入防止対策 (3) ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、鶏卵に薬剤の影響が及ばない方法での実施		
E2	重要	集卵作業時の衛生対策	作業員から鶏卵への汚染を防止するため、手作業で集卵する場合、集卵前後には手指の消毒を行うか、使い捨ての手袋を使用している。		
E3	重要	不適合品の対応	食品として不適な卵(ヒビ、破損、腐敗、カビの発生、重度の汚れなどが見られる卵)の出荷防止や他の卵への汚染を防止するため、食品として不適な卵を発見した場合の対応手順を文書化し、作業員に周知している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
自給飼料専用項目					
F1.草地等の立地に関する管理					
F1.1	重要	新規草地等の適性判断	以下について検討した上で、新規草地等の使用を判断している。検討の結果は記録している。 (1) 土、水など自給飼料に対する土地の安全性 (2) 労働安全 (3) 汚染物質の流入や農薬のドリフト被害など、周辺環境の影響 (4) 自然保護地域の開発規制		
F1.2	重要	新規草地等の問題改善と記録	F1.1の検討の結果、問題があり改善を行った場合は、改善の内容とその結果を記録している。		
F1.3	重要	草地等の周辺状況の確認	草地等は、周辺からの汚染物質による影響がない場所に立地している。 汚染物質・有毒植物による影響が考えられる場合には対策をしている。		
F1.4	重要	ドリフト被害の防止対策	以下のことに取り組んでいる。 (1) 自分の草地等を含む周辺で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。 (2) 周辺の生産者とコミュニケーションをとる等によって、周辺地からのドリフト対策を行っている。		
F2.種子の管理					
F2.1	重要	飼料作物種子の調達と記録	以下のことに取り組んでいる。 (1) 種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子消毒に使用した農薬すべて)と使用回数が記載された証明書等を保管している、または記録している。 (2) 自家増殖の場合、採取した種苗の草地等を記録している。 (3) 行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることを確認している。		
F2.2	重要	播種記録	播種について以下のことを記録している。 (1) 種苗の名称・播種および定植の方法(機械の特定を含む) (2) 播種・定植日 (3) 草地等の名称 (4) 播種量または播種密度(苗の場合、栽植密度)		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F3.農薬・肥料等の管理					
F3.1	必須	農薬の適切な使用	以下のことに取り組んでいる。 (1) 使用予定の農薬が、国が認めた農薬であることを確認している。 (2) 農薬は、容器等の表示内容にしたがって使用している。 (3) 農薬使用前の防除器具の十分な点検、使用後の十分な洗浄を行っている。 (4) 農薬は、容器等の表示内容にしたがって適切な保護具を着用している。		
F3.2	必須	農薬の適切な保管	以下のことに取り組んでいる。 (1) 農薬はすべて施錠した農薬保管庫に保管している。 (2) 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。 (3) 毒物・劇物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。 (4) 農薬は、購入時の容器のままに保管されている。 (5) 使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、区分して管理している。 (6) 使いかけの農薬は封をしている。 (7) 農薬の転倒、落下防止対策をしている。 (8) 農薬の流出対策をしている。 (9) 農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。 (10) 農薬が生産物や他の資材に付着しない対策をしている。		
F3.3	必須	肥料等の安全性	以下のことに取り組んでいる。 (1) 肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 (2) 普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来を含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、飼料に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 (3) 堆肥は、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策を実施している。		
F3.4	必須	肥料等の適切な保管	袋詰め肥料等の保管場所は、以下のことを満たしている。 (1) 覆いがあり、肥料等が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 (2) きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がない。 (3) 発熱・発火・爆発の恐れがある肥料等(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料等の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
F4.環境保全を主とする取組					
F4.1	重要	農薬による環境負荷の低減対策	以下のことに取り組んでいる。 (1) 農薬の使用を増やさないために、病害虫発生予察情報の活用や周辺のこまめな草刈りなどを実施している。 (2) 自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。 (3) 地下水・河川等の水系へ農薬・農薬残液・洗浄水の流出を防ぐ対策をしている。		
F4.2	重要	肥料等による環境負荷の低減対策	過剰な施肥による地下水汚染を防ぐために、必要に応じて土壌診断を行い、肥料等の適正な施用や、都道府県の施肥基準等に即した施肥を実施している。		
F4.3	重要	外来種の適切な管理	外来種の種子を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう管理している。		
F5.飼料生産工程の情報管理					
F5.1	必須	農薬の使用記録	農薬の使用について、以下のことを記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 対象飼料作物名 (4) 使用した農薬の名称 (5) 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、 使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量		
F5.2	必須	肥料等の使用記録	肥料等の使用については、以下のことを記録している。 (1) 使用日 (2) 使用場所 (3) 使用した肥料等の名称 (4) 使用量		
F5.2	重要	飼料添加物の使用記録	サイレージなどの製造で使用した添加物について、以下のことを記録している。 (1) 使用日 (2) 使用対象物 (3) 使用した添加物の名称 (4) 使用量		



一般財団法人日本GAP協会

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号

日本農業研究所ビル 4階

<https://jgap.jp>